

2024年9月7日

派遣勤務者各位

労働者派遣事業におけるマージン率について

2021年4月施行規則の改正に伴い、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。法律に基づき、当社の直近の事業年度におけるマージン率を公開いたします。

対象期間：2023年1月1日～2023年12月31日

労働者派遣事業に関する情報公開（派13-309506）

(1)派遣労働者数（2023年12月31日現在）：6人

(2)派遣先数（2023年12月31日現在）：1事業所

(3)労働者派遣に関する料金の平均額（前事業年度）：42,117円（1日8時間当たりの額）

(4)派遣労働者の賃金の額の平均額（前事業年度）：24,470円（1日8時間当たりの額）

(5)マージン率：41.8%

*マージン率：(派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金平均額) ÷ 派遣料金の平均額
マージンに含まれる費用

1. 福利厚生関係

- ・会社負担の社会保険（厚生年金、健康保険）、雇用保険、労災保険
- ・有給休暇取得時の賃金
- ・定期健康診断、教育訓練等の諸費用

2. 事業運営経費

- ・派遣事業担当者（営業、事務）の人件費
- ・事務所賃借料
- ・営業活動諸費用（求人募集費用等）

3. 営業利益

- ・労働者派遣の経費から労働者の賃金、福利厚生費、事業運営経費を引いた利益

(6)待遇決定法式について（労使協定締結あり）

○対象となる派遣労働者の範囲：当社の派遣社員として従事する社員

○協定有効期間の終期：2026年3月31日

(7)教育訓練について

就業の前に、入社研修、個人情報保護法研修を実施しています。

業務内容に応じて、組み込みソフト開発教育、プログラミング教育等、実施しています。

(8)その他

慶弔休暇制度あり、定期健康診断制度あり